

## 指定地域密着型通所介護 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という）と株式会社健生（以下「事業者」という）とは、リハビリデイサービスきわみケア（以下「事業所」という）の利用に関して、次の通りの契約を締結した。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対して、そのサービスに対価としてそのサービスに対する利用者自己負担分の料金を支払います。

### （契約期間）

第2条 （1）この契約の期間は令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から利用者の要支援・要介護認定の有効期間が満了する日までとします。

（2）前項の契約期間の満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は、次の要支援・要介護認定の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

### （地域密着型通所介護の提供場所）

第3条 地域密着型通所介護の提供場所は、次の通りです。

事業所名 リハビリデイサービスきわみケア

所在地 仙台市青葉区西勝山2-7-3

### （地域密着型通所介護計画の作成・変更）

第4条 （1）事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護支援専門員が作成する『居宅サービス計画』に沿った『地域密着型通所介護計画』（以下『計画』という）を作成します。

（2）事業所は、この計画の内容を利用者及び家族に説明し、利用者から同意を得たうえで、地域密着型通所介護サービスを提供します。また、この計画を利用者に交付します。

（3）事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する地域密着型通所介護サービスの目的に従い、計画を変更します。

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要がある場合
- ② 利用者が、地域密着型通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

（4）前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者、居宅介護支援事業者に連絡する等必要な援助を行います。また、変更計画

を作成した際には、初回計画作成時の手続きと同様の手続きを行います。

(個別機能訓練計画の作成・評価)

- 第5条 (1) 事業所は、利用者が個別機能訓練を行う場合には、機能訓練指導員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画の内容を利用者に対して説明し、この計画に基づき計画的に機能訓練を行います。
- (2) 事業所は、個別機能訓練計画書の作成にあたっては、利用者様の居宅を訪問した上で個別に必要な機能内容を考案し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者様の居宅に訪問した上で、利用者様又はそのご家族様に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行います。
- (3) 事業所は、個別機能訓練計画に基づいて行った個別訓練の結果、実施方法等について評価を行い、3ヶ月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録します。

(サービス提供の記録)

- 第6条 (1) 事業所は、毎回のサービス終了時に、サービス提供記録(以下「記録」という)に提供したサービス内容を記録します。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに目標達成の状況を記録するとともに、利用者に説明します。
- (3) 事業所は、この記録を契約終了後5年間保存します。
- (4) 利用者は、この記録を閲覧するとともに、実費負担により、この複写物の交付を受けることができます。(コピー代10円)

(利用料金)

- 第7条 (1) 利用者は、サービスの対価として、厚生労働大臣が定める基準による利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計金額を支払います。なお、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用することとします。
- (2) 事業者は、当月の料金の合計金額を記載した請求書を翌月の10日前後に利用者へ交付し、請求します。
- (3) 利用者は、交付された請求書により、当月料金の合計金額を翌月末日まで支払います。
- 《支払い方法》
- ・事業所への直接現金支払い
  - ・口座引落し
- (4) 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。
- (5) 事業者が管理する施設においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は利用料金に含まれていますので、利用者は別途負担する必要はありません。

(地域密着型通所介護サービスの中止)

- 第8条 (1) 利用者は、事業所に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は金曜日の午後5時まで）に電話等により連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- (利用者の体調不良等の理由など、緊急やむを得ない事情がある場合は、サービス利用当日でも構いません。)
- (2) 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合は、通常のサービス提供の料金（または、実際にサービスを提供した時間に相当する料金）を請求します。

(料金の変更)

- 第9条 (1) 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及びおやつ代等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- (2) 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく『契約書別紙』を作成し、お互いに取り交わします。
- (3) 利用者は料金の変更に承諾しない場合は、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

- 第10条 (1) 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次項に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業所が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が倒産した場合
- (4) 次の理由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利

用できない状態であることが明らかになった場合

- ③ 利用者またはその家族が事業所やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背徳行為を行った場合
- (5) 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設または医療機関に入所、入院した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
  - ④ 利用者が総合事業の利用へ切り替わった場合

(秘密保持)

- 第 1 1 条 (1) 事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(事故発生時の対応)

- 第 1 2 条 (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故等が発生し、利用者の生命、身体、財産等に損害を生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意または過失にならないような場合は、この限りではありません。

(緊急時の対応)

- 第 1 3 条 事業所は現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(賠償責任)

- 第 1 4 条 当事業所において、事業者の責任によりご本人様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、事業所の故意又は過失にならないような場合はこの限りではありません。

(連携)

- 第 1 5 条 事業者は地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業所及び保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

- 第16条 (1) 利用者は事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、事業所は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 事業所の苦情相談窓口は、重要事項説明書のとおりです。
- (4) 事業所は苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
- ① 利用者や従業者からの事情聴取により事実関係を把握します。
  - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
  - ③ 利用者に対し調査結果や講じた措置の内容を納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- (5) 事業所は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市区町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(利用者の代理人)

- 第17条 (1) 利用者は、代理人を選任して本契約を締結することができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を行わせることができます。
- (2) 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(利用者の家族)

- 第18条 利用者の家族は本契約に基づく利用者の一切の債務を連帯して保証するとともに、事業者と共同して利用者の在宅生活の質の向上に努めるものとします。

(信義誠実の原則)

- 第19条 (1) 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(合意管轄)

- 第20条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## (個人情報使用同意書)

### 第21条

個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

#### 1 使用する目的

利用者のための介護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、施設職員と事業者との連絡調整等において必要な場合

#### 2 使用する事業者の範囲

サービスを提供する事業者。正当な理由がある場合に限り関係各機関

#### 3 使用する期間

契約締結から 契約終了まで

#### 4 条件

(1) 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

## (送迎)

### 第22条

1) 原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。

身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人・ご家族様と話し合いを行い、当施設で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。

その場合には、同意書の備考欄に内容等を記載いたします。

2) 季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響は様々です。自宅の中でお待ちいただきます。

3) お迎えの時間を、書面または電話にて連絡します。

交通事情等で、10分以上到着時間が遅れる場合は、施設より電話連絡いたします。

10分以内の遅れはご容赦くださいませ。

4) 乗車中は、全座席シートベルトを必ず着用してください。

5) 送迎職員到着後、体調不良等を除き、準備等ができていない場合は、長時間待つことはできません。

他の利用者様にもご迷惑をかけてしまうこととなります。

送迎の対応ができなくなる場合もあります。

スムーズで安全な送迎を行うために、お迎えの時間をお伝えしております。

その点をご理解くださり、ご本人・ご家族のご協力をお願いします。

6) ご利用者様の希望により、当施設の送迎以外でご自身での徒歩・自動車などにより来所される場合は交通事故及び転倒等に十分に注意して来所して下さい。その際の事故及び転倒等による怪我などに関しては、当施設では責任を負いかねますので予め御了承下さいませ。

#### (高齢者筋力向上トレーニング参加同意)

#### 第23条

##### 1. 高齢者筋力向上トレーニング（以下CGT）について

CGTの特徴は大きく分けて以下の4点になります。

- ・ 身体機能の向上
- ・ 体力の要素を包括的にトレーニング
- ・ 体育と医療、保健の学際的トレーニング
- ・ 期間を限定した集中トレーニング（3ヶ月はあくまでも目安です）

##### 2. 期待できる効果

各自の能力に応じた個別メニューを行うことで「筋力がつき、ふらつきが無くなって、歩幅が大きくなり歩くのが速くなる」など、体の機能を向上させることで、今までよりも歩行がスムーズになり、出来なかったことが少しずつでも出来るようになる可能性があります。

##### 3. 運動中に起こりうる危険性について

マシンを使ったトレーニング中などに、何らかの不測の変化が起こることがまれにあります。これには、異常な血圧の変化、めまい、不整脈、稀に心不全、脳卒中及び死亡事故などが含まれます。当施設では運動中の事故を防ぐために、開始前に血圧、脈拍測定などを行い、安全に運動が行えるように努力をします。

##### 4. 利用者の責任

安全にトレーニングを進めて効果をあげるためには、各自ごとの運動の負荷、回数を守ることが大切です。よい結果を得るために、以下の注意事項を守りましょう。

- ・ いつもと違う症状（いつもは感じない息苦しさ、胸や背中痛み、ひどい疲れ、動悸、めまいなど）、事前に体調が悪く感じたときはすぐにスタッフに報告する。
- ・ 運動中でも調子が悪く感じたときは無理に運動をしない。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

事業者 株式会社健生

住所 仙台市青葉区宮町3丁目5-20 KENSEI-BLDG3F

氏名 代表取締役 中尾 充

事業所 リハビリデイサービスきわみケア (事業所番号：第0495100703号)

住所 仙台市青葉区西勝山2-7-3

〔説明者〕 菊地 夏美 印

利用者

〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_

ご家族代表

〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏 名〕 \_\_\_\_\_（ 続柄 \_\_\_\_\_ ）